

令和6年度

白山市ゼロカーボンチャレンジプロジェクト

公募要領

白山市市民生活部環境課

市では、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指し、市内の中小企業者等の皆様の脱炭素に向けた積極的な取組みを支援するため**ゼロカーボンチャレンジプロジェクト**を下記のとおり公募します。

記

1 補助対象事業

温室効果ガスの排出抑制を図るための

- ①省エネ能力の高い新たな設備、再生可能エネルギー設備又は発電効率を大幅に向上させるシステムを開発する事業
- ②省エネ能力の高い新たな設備、再生可能エネルギー設備又は発電効率を大幅に向上させるシステムを導入する事業

※ただし、太陽光発電設備の設置のみを事業の内容とするものを除きます。

(注) 本事業は、一定条件を満たすことで支給される「助成金」とは異なり、申請内容に対して審査を行い、総合的に判断して採否を決定します。同一の省エネ設備であっても、申請者の事業内容によって採否が異なる場合があります。

他の補助金との重複

- ・本補助金と、他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。
- ・税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口に問い合わせのこと。なお、中小企業経営強化税制との併用は可能である。
- ・本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請し、交付決定前に他の国庫補助金が交付された場合、速やかに環境課に連絡すること。

【補助対象となる事例】

以下は例示であり、当該補助事業の趣旨・要件に合致すると認められる事業は幅広く対象となります。

《開 発》

- ・用水路発電に適した高効率・高性能クロスフロー水車の開発
- ・燃料電池トラック水素充填用プレクール熱交換器の開発
- ・高効率アモルファスマータコアの開発
- ・高圧力高効率省エネブロアを開発
- ・工業用燃料電池システムの開発
- ・リサイクル炭素繊維の開発

《導 入》

- ・地下水利用の空調システムの導入
- ・エネルギー変換効率に優れた高効率ガスコーチェネレーションシステムを、エネルギーバランスを踏まえて、オーダーメイドでシステム設計し導入
- ・既存印刷機から、高効率印刷機への更新
- ・既存空調機から高効率空調機への更新

【補助対象と認められない場合】

- ・新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備は対象外とする。
- ・既存の事業所において新たに設備を追加する増設の場合は対象外とする。
- ・故障等の事由により事業活動に供していない設備を更新する事業は対象外とする。
- ・専ら居住を目的とした事業所における設備更新は対象外とする。
- ・発電設備を新たに導入する場合は、売電を目的とする事業は対象外とする。

2 様式対象者

白山市内に主たる事業所を有し、かつ、本市に所在する事業所において補助対象事業を行う「中小企業者等」であること。

本事業における「中小企業者等」とは、ア、イのいずれかに該当する者とする。

ア【中小企業者（組合関係以外）】

・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

業種	資本金又は常勤従業員 (注1)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (次に掲げるものを除く。)	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業（次に掲げるものを除く。）	5,000万円以下又は100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

(注1) 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。ただし、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。

(みなし大企業)

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規程を適用しません。

イ【中小企業者（組合関係）】

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合（※注 1）、生活衛生同業小組合（※注 1）、生活衛生同業組合連合会（※注 1）、酒造組合（※注 2）、酒造組合連合会（※注 2）、酒造組合中央会（※注 2）、内航海運組合（※注 3）、内航海運組合連合会（※注 3）、技術研究組合（直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が中小企業者であるもの）

(注 1) その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が 5,000 万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1 億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 50 人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100 人）以下の従業員を使用する者であること。

(注 2) その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の 3 分の 2 以上が 3 億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 300 人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の 3 分の 2 以上が 5,000 万円（酒類卸売業者については、1 億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 50 人（酒類卸売業者については、100 人）以下の従業員を使用する者であるもの。

(注 3) その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の 3 分の 2 以上が 3 億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 300 人以下の従業員を使用する者であるもの。

3 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

4 補助対象費用

(1) 補助対象費用

補助対象となる費用は、ゼロカーボンに資する製品開発又は導入に必要な以下の費用とします。

補助事業に要する費用は、補助対象設備に係る設備費、設計費、工事費とする。詳細は下表の通り。

区分	内容
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造（改修を含む。）に要する費用
設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する費用
原材料費等	新たな製品開発に必要な費用

（注1）個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物（設計図書等）が作成される場合、これらを設計費として補助事業に要する費用に含める。

（注2）工事実施に伴う工事用図面等は、設計費ではなく、工事費として補助事業に要する費用に含める。

（注3）以下の費用については、補助事業に要する費用に含めず、その他の費用とする。

- ・白山市が補助事業に要する費用として対象外と判断した機器、設備、構造物、基礎工事等
- ・補助金交付決定が行われる以前に係る費用（事前調査費等）
- ・建屋等の建築物、外構工事費等、及び事業に関係のない工事費
- ・既存設備・システムの解体・撤去・移設に係る費用
- ・消費税及び地方消費税

（注4）複数事業者の連携事業等において、更新する設備に付帯する配管設備のうち、断熱材等を含み損失等を防ぎ省エネルギー効果が明示できる配管は、設備費として補助事業に要する費用に含める。

(2) 補助対象費用に関する注意事項

- ・(1)の項目に該当する支出の場合でも補助対象費用として認められない場合がありますので、事前にご相談ください。
- ・事業実績報告時には、以下の表に示す証拠書類を求めます。

全ての事業に必要となるもの	・設備の設置場所において、設備の「更新（機能付加）前」と「更新（機能付加）後」の状況がわかる写真・図面等	
全ての支払に必要となるもの (共通)	「見積書（2者の見積書、もしくは選定理由書）」、「発注書（契約書）」、「納品書（業務完了報告書）」、「請求書」、「支払証明書（振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表）」など	
その他、追加で必要となるもの	機械装置費	写真、取得財産等管理台帳など
	材料・消耗品費	消耗品使用簿（補助対象期間内に使い切ったことを確認できるもの）など

5 補助率

補助率 補助対象費用の2分の1以内

6 補助限度額

補助限度額 (上限) 500万円

補助対象期間中の対象費用が概ね1,000万円以上の事業を対象とします。

7 申請期間及び応募方法

(1) 申請期間

令和5年7月21日（金）から令和5年11月20日（月）

午後4時（必着）

※応募には事前相談が必要です。白山市市民生活部環境課にて、
令和5年10月31日（火）まで申請内容等に関する個別相談を行いますので、
ご予約の上、なるべくお早めにご相談ください。

※ 申請書類の提出は、直接持参または郵便に限ります。FAX や電子メールで

の提出はできません。

※ 申請書類の様式は、白山市の HP からダウンロードできます。

【URL】 <https://www.city.hakusan.lg.jp/seikatsu/kankyo/1001786/1008948.html>

(2) 申請書類

以下の書類を 1 部ずつ提出してください。

なお、必要書類が全て揃っていない場合は、審査対象とならない場合があります。

①補助金交付申請書

②添付書類

- ・別紙第 1 事業の内容及び経費の配分
- ・別紙第 2 事業計画の概要
- ・別紙第 3 収支予算

③中小企業者を証する書類

- ・資本金の額を証する書類 1 通
- ・従業員数を証する書類 1 通

詳細は（表 1）のとおり

④「申請者の決算書（直近 2 か年分）」

貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書が必要です。（個人事業主の方は、中小企業者を証する書類として確定申告書の写しを提出しているので不要）組合の場合は、直近 2 か年分の決算書及び定款を提出して下さい。創業間もない場合は、履歴事項全部証明書及び作成した決算書があれば併せて提出してください。）

⑤「設備のカタログ等、更新等を行う設備の概要が分かる資料」

⑥「会社案内」

(表1)

中小企業者を証する書類

●法人事業者の場合

資本金の額を証する書類	要件(注意事項)
①履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	発行日より6か月以内のもの
②決算書	直近のもので決算期、資本金の額がわかるもの 表紙に当該事業者名の記載、捺印等があり事業者 を特定できるもの
③定款	資本金(出資金)の額がわかるもの、発起人若しく は出資者や公証人の捺印があるもの、公証役場の 認証日の記載があるもの、当該事業者名の記載、 捺印等があり事業者を特定できるもの
従業員数を証する書類	要件(注意事項)
④労働保険概算・ 確定保険料申告書	監督官庁の受領印があるもの 常時使用労働者数の記入があるもの
⑤賃金台帳	当該事業者が特定でき従業員数がわかるもの

※書類は原本ではなく、写し(コピー)でも可能です。

※注意事項を確認の上、資本金の額を証明する書類として①、②、③のいずれか1つ、従業員数を証する書類として④、⑤のいずれか1つをご用意ください。

●個人事業主の場合

直近2か年分の確定申告書の写し

(3) 提出先及び問い合わせ先

相談窓口・提出先	相談	提出
白山市市民生活部環境課 担当：本田、中村 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 白山市役所本庁4F TEL：076-274-9538	窓口	持参又は郵送

8 事業の選定

(1) 審査方法

- ・審査基準に基づき審査し、外部有識者等の意見を聴いた上で、優れた補助対象事業を行うと認められる事業者を決定します。
- ・申請書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
また、審査時にプレゼンテーションをしていただくことがあります。
- ・結果は、すべての申請者に対し、4月上旬に通知します。
- ・審査経過に関する問い合わせには一切応じられません。

(2) 審査基準

以下の観点から、総合的に審査します。

①有効性	目的・目標の妥当性
②効率性	事業実施計画の妥当性
③実現性	事業実施体制の妥当性
④公益性	市の支援の妥当性

(3) 採択予定件数

3件程度

(4) 補助金の交付について

- ・交付決定後、補助事業に着手することができます。
- ・事業終了後1か月以内もしくは令和7年2月末のいずれか早い日までに、

(※) 事業実績報告に必要な書類を提出いただき、補助金額確定後に精算払いとなります。

- ・事業実績報告書の提出期限を過ぎた場合、交付決定が取消しとなる場合があります。

(※) 事業実績報告に必要な書類

- ・事業実績報告書（様式第5号）
- ・支出ごとに見積から支払までの書類
- ・取得等財産管理台帳の副本

9 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

（1）情報の公開

原則として、採択された場合は、企業名、代表者名、事業の目的を公開します。また、採択されなかった場合にも、企業名、代表者名、事業の目的を公開することがあります。

（2）省エネ効果のフォローアップ調査

補助事業の終了後、白山市から、省エネ効果等に関する聞き取り調査、アンケート調査等を行うことがあります。また、補助事業終了後5年間、別途指定する様式に従って報告書を提出していただきます。

（3）モデル事業としての情報発信

補助事業の終了後、上記（2）の調査結果に関して、白山市のホームページ上の公開や、セミナー等での発表を依頼することがあります。

（4）補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更（増減又は配分の変更に係る金額が補助対象費用の総額の20%を超えるもの）しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認が必要ですので、届け出してください。

（5）書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存してください。

(6) 事業により取得した機械の管理等

取得財産のうち、税抜価格50万円以上の機械等の財産又は効用の増加した財産(処分制限財産)について、処分制限期間内に取得財産を処分(①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄、交換、貸し付け、②担保に供する等)しようとするときは、事前にその承認が必要ですで、届け出てください。

(7) 検査

事業期間中の進捗状況確認及び事業終了後の確定検査のため、白山市が実地検査に入ります。

〈スケジュール〉

日程	実施内容
～R5. 10. 31(火)	●事前相談（申請には必ず事前相談が必要となります。） 【申請企業→白山市】
R5. 7. 21(金)～ R5. 11. 20(月)	●申請書類（補助金交付申請書等）の提出 【申請企業→白山市】
	●審査【有識者及び白山市】
R6. 4月頃	●交付決定通知書の送付【白山市→申請企業】
事業終了後15日以内、もしくは、R7. 2. 28 のいずれか早い日	●実施報告書の送付【申請企業→白山市】 (実績報告書、支出に関する証憑、取得等財産管理台帳など) ●補助金額の確定通知送付【白山市→申請企業】 ※事業終了後速やかなご提出をお願いします。 ※提出期限を過ぎた場合、補助金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
額の確定通知送付後速やかに	●清算払請求書の送付【申請企業→白山市】 ●補助金の支払い【白山市→申請企業】